3　再認定の申請の方法
⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html
⑵　申請書等の提出方法　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①（様式１－１）、②及び③を提出するものとする。
①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１－１及び１－２）
②　総合評定値通知書の写し（ただし、改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものに限る。）
③　共同企業体等調書（様式４）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合。）
⑶　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書及び添付書類は、日本語で作成するものとする。
②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。
4　競争参加資格の再認定
総合評定値通知書の総合評点を総合数値とする付与点数をもって別記２の区分に基づいて格付けし再認定する。
5　再認定の結果の通知
「資格決定通知書」により通知する。
6　再認定を受けた競争参加資格の有効期間
再認定の日から平成25年３月31日までとする。
別記１　提出場所
⑴　国土交通省大臣官房会計課
⑵　各地方運輸局総務部会計課
⑶　神戸運輸監理部総務企画部会計課
⑷　航空局監理部予算・管財室
⑸　各地方航空局総務部経理課
⑹　海上保安庁総務部政務課予算執行管理室
⑺　海上保安大学校事務局会計課
⑻　海上保安学校事務部会計課
⑼　各管区海上保安本部経理補給部（総務部）経理課
⑽　気象庁総務部経理管理官室
⑾　気象研究所総務部会計課
⑿　気象衛星センター総務部会計課
⒀　各管区気象台総務部会計課
⒁　沖縄気象台会計課
⒂　国土技術政策総合研究所管理調整部管理課
⒃　運輸安全委員会総務課会計室
⒄　海難審判所総務課会計係
別記２　等級の格付け及び予定価格の範囲
〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　土木工事（上記１⑴）
①　1,100点以上　：A
800点以上　1,100点未満：B
800点未満　：C
②　Aは20,000万円以上、Bは2,000万円以上20,000万円未満、Cは2,000万円未満
⑵　建築工事（上記１⑵）
①　1,100点以上　：A
800点以上　1,100点未満：B
800点未満　：C
②　Aは25,000万円以上、Bは2,000万円以上25,000万円未満、Cは2,000万円未満
⑶　専門工事（上記１⑶から１⑮まで）
①　700点以上：A　700点未満：B
②　Aは1,500万円以上、Bは1,500万円未満

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成22年国土交通省告示第1175号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成23・24年度を有効期間とする国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。
平成 22 年 11 月 30 日
国土交通省大臣官房地方課長　坂根　工博
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
稗田　昭人
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　競争参加資格の再認定の申請ができる者
⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成23・24年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。
［注］
経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。
⑵　平成23・24年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。
2　再認定の受付時期及び場所
平成23年４月１日以降随時に、別記１に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出場所において申請を受け付ける。
3　再認定の申請の方法
⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html
⑵　申請書等の提出方法　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。
①　1⑴に該当する者
イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①－１及び①－２）
ロ）申請者が、ニ）に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき及びニ）に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式②）
ハ）業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その１）（様式③－２）
ニ）総合評定値通知書の写し（ただし、改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものに限る。）
ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、イ）（様式①－１）、ハ）及びニ）を提出するものとする。
②　1⑵に該当する者
イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①－１及び①－２）
ロ）業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その１）（様式③－２）